平成２９年（フ）第４４５号
静岡県榛原郡吉田町神戸1597番地の２
債務者　安西　壽明
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１５０号
東京都昭島市中神町２丁目13番17―201号
債務者　佐々木俊夫
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４６３号
静岡市清水区谷田10番10号
債務者　長田　武和
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４１９号
横浜市鶴見区生麦１丁目５番28―308号
債務者　小野田邦彦
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４３２号
横浜市鶴見区下末吉５丁目13番44号
債務者　高橋　結愛
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４４１号
横浜市瀬谷区三ツ境20番地25　マイキャッスル三ツ境301号室
債務者　山口　光広
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４４４号
横浜市青葉区荏田町482番地６　パーシモアン・リブ201
債務者　木下眞由美
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４５２号
横浜市保土ケ谷区川島町520番地２　サンロイヤルＡ―102号
債務者　白澤　久利
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６号
熊本県球磨郡錦町大字一武2066番地９
債務者　井上　稔大
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第２４１０号
横浜市港南区丸山台１丁目11番21―310号
債務者　鈴木　菜穂
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１５１号
東京都三鷹市牟礼１丁目２番28号南海ハイツ101
債務者　黒瀬　　徹
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第８７６号
千葉県船橋市芝山１丁目３番10号
破産者　株式会社ニップレ
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８７７号
千葉県船橋市芝山１丁目３番10号
破産者　小笠原秀昭
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２５７１号
東京都品川区南大井６―18―１　大森駅前住宅（１号棟）513、開始決定時の住所東京都大田区多摩川１―１―２の202
破産者　林　　勲
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７７１号
北海道滝川市泉町228番地１
破産者　北海道米田物産株式会社
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５４２号
東京都台東区千束１丁目１―４―802
破産者　サリーこと　レイエス　マリルー　ベルガ
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６０５号
東京都杉並区永福３丁目50―11―201
破産者　椙本　泰史
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部